

第14 品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出

法第11条の4関係	・貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量又は、指定数量の倍数変更の届出
規則第7条の3関係	・品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
規則第9条関係	・申請書等の提出部数

- 1 品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、現に許可を受けている位置、構造及び設備に変更がなく、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更だけを行う場合に届け出ること。
ただし、指定数量の倍数の変更に伴い保有空地が拡大される場合は変更許可が必要となる。
また、当該変更に伴い保有空地が縮小される場合は本届出に図面を添付すること。◆
- 2 移動タンク貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所は、品名の変更に該当しない化学名又は商品名の変更（品目変更）についても、品名、数量又は指定数量の倍数変更届を提出すること。◆
- 3 移動タンク貯蔵所で品名及び数量を変更したことにより積載重量が変更となる場合は、次の図書を添付すること。◆
 - (1) 危険物の比重を示した書類
 - (2) 側面枠取付図（接地角度計算を含む。）
- 4 給油取扱所等で地下貯蔵タンクを一部廃止し、品名、数量又は指定数量の倍数に変更がある場合は、本届出を提出すること。◆
- 5 強化プラスチック製二重殻タンクの品名変更について（H22.7.8 消防危第144号通知）
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成22年総務省告示第246号）の施行（平成23年2月1日）後、既設の強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油（一種に限る）以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、設置者等から法第11条に基づく変更許可の申請又は法第11条の4に基づく危険物の品名変更の届出がなされた際に、当該タンクの内殻に使用される強化プラスチックと同じ材質の強化プラスチックと判断できる試験片を用いた耐薬品性能試験（「纖維強化プラスチックの耐薬品試験方法」（JIS K 7070）による浸せき試験）の結果を添付すること。
- 6 製造又は取り扱いの工程の増減により品名、数量又は指定数量の倍数を変更する場合は、これに係るフロー図を添付すること。◆
- 7 変更の届出を要する工事（軽微な変更）の手続きにより、品名、数量又は指定数量の倍数の変更がある場合は、本届出に含めて行うことができる。◆
- 8 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類が多数ある場合は、別紙に危険物の類、品名、最大数量及び倍数を変更前、変更後として記載した書類を添付すること。
- 9 品名変更に該当しないが、新たに特異な危険物（これまで一度も届出されていないものに限る。）を貯蔵又は取り扱う場合には、その代表的なものの危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写しを品名、数量又は指定数量の倍数変更届に添えて届出すること。◆